

知財流通の歴史と現状 <弁理士は知財流通に如何に関与すべきか>

会員 松村 修治



目次

1. はじめに
2. ある企業創業者の特許流通に関する考え方
3. 技術移転の国際的動向
4. 日本テクノマートによる知財流通
5. 社団法人発明協会による知財流通
6. 財団法人日本特許情報機構（JAPIO）による知財流通
7. 各企業間契約による知財流通
8. 知財信託について
9. 知財担保融資について
10. 知的財産の証券化について
11. 知財流通の歴史的流れのまとめ
12. 弁理士は知財流通に如何に関与すべきか
.....

1. はじめに

知財流通ということが近年さかんに言われております。知的財産権にはいろいろな種類のものがありますが、ここでは特許に限定した知財流通について話を進めたいと思います。

信託業法等の改正によって、特許権も信託の対象となりました。これによって、信託銀行などが特許権の信託を受けて特許権を流通させようという動きをしております。

特許権を流通させようとする動きは過去にも例がありました。一般的に言って特に未使用特許権の場合は、流通は難しく成約に結びつくことは稀であるといわれておりました。

今、ここに来て、何が起こりつつあるのでしょうか。過去にはない新しい知財流通の動き・成果が挙げられようとしているのでしょうか。知財に携わる弁理士として非常に興味のあるところであり、一歩進めて弁理士がこの問題にどのように関わって行けばよいのかを考える時期に来ていると思います。

そこで、知財流通の歴史を紐解き、現状はどのようなになっているのかについて以下解説してみたいと思

ます。なお、特許流通の意味は特許を受ける権利・特許権を対象とし、これらの権利がなんらかの形で動くことを持って特許流通と考えたいと思います。具体的には特許権の移転の他、通常実施権等の設定・無償実施許諾等による特許ライセンスを含みます。

2. ある企業創業者の知財流通に関する考え方

A社の創業者は、大正時代に“発明は事業の原点である。”と言って、事業を始めています。発明をし、これを特許出願し、特許権を取得してから製品を製造・発売することを実行しました。当時は短期間で権利化されたので、特許庁のお墨付きをもらって製品化をしたということになります。この発明品が売れて事業は拡大してきました。創業者は他人の特許権は尊重すべきであって、もし優れた特許権があればライセンスを受けて、品質の良い製品を製造して、これを広く世に出すべきであると考えました。また、自らの特許権も独占すべきものではなく、ライセンスを受けたい会社があれば契約をして、その会社に品質の良い製品を製造・販売してもらえればよいと考えました。

昭和7年にラジオ事件というのが起こりました。この事件は、B氏がラジオの品質を向上させる有効な特許権を取得したことから、各ラジオメーカーがこの特許権が障害となって品質の良いラジオを製造・販売することができませんでした。当時のラジオの品質は悪かったので、この特許権を実施することが必要であったのです。そこで、創業者は、B氏と交渉しこの特許権を一時金を支払って買い取りました。普通に考えると、この特許権を各社に有償ライセンスして各社に使ってもらうと考えるのですが、創業者はこの特許権を無償公開しました。これによって、各ラジオメーカーは品質の良いラジオを一斉に発売しました。この無償公開も一つの知財流通と云えるのではないのでしょうか。

創業者はその後、特許の流通システムを作ってはと提唱しましたが、時期尚早であったのか実現いたしませんでした。さらに、昭和31年創業者は“特許権の公開と企業間の技術の交流”の推進を表明しております。このように、ある一企業の創業者が昭和の早い時期から知財流通の考えを世に問うていたことは驚くべきことであります。

3. 技術移転の国際的動向

知財流通の世界的な流れを見てみますと、古くはドイツのニュールンベルグにおいて第一回 IENA が開催されています。IENA はアイデア・発明・新製品の見本市であり、一種の知財流通の走りでしょう。1970年代より米国において世界技術交流展テクエックス (Tech Ex) が開催され、1972年にスイスのジュネーブにおいて、第一回 PALEXPO (国際発明・新技術・新製品) 見本市が開催されております。また、1975年ドイツにおいて産業見本市 (ハノーバメッセ) が欧州初の技術移転見本市として開催されております。

以後も、今日まで種々の形で世界的に技術移転の会が開催され、その中で知財流通も行われていたのではないかと推測いたします。やはり知財流通は技術・ノウハウとともに行われるものであって、知財のみでこれを流通させるのは上述の展示会では極めて困難であったと思われまます。

4. 日本テクノマートによる知財流通

財団法人日本テクノマートが技術移転の専門機関として1985年 (昭和60年) に当時の通商産業省の指導のもとに発足しました。事業目的は地域間・異業種間・企業間の技術移転の促進であり、東京に本部を、大阪に副本部を北海道から熊本までに13支部を置くといった大掛かりなものです。技術移転の内容は、川上に相当する特許権の実施許諾、中流に相当する技術導入企業への支援のための財務・経営・法務の専門化の派遣、川下に相当する新製品の販路拡大です。

技術移転の推進促進策は技術の売買情報の収集、促進のためのデータベースの構築、技術・ノウハウを斡旋する仲介者の活動および技術情報の展示、交流広場・セミナーと商談会の設営です。具体的には賛助会員制度を設け、有資格賛助会員28社、一般賛助会員502社、特別賛助会員86社合計616社で発足しております。

1987年から社団法人発明協会、財団法人日本特許情報機構が主催するテクノ東京にも参加しております。特に、大阪においてテクノマート大阪を毎年開催し、技術の流通・特許の流通に努めております。財団法人日本テクノマートが実績として技術を流通させた件数は総数1,800件程度といわれており、この中に特許流通の件数がいくらあったかは不明であります。

このような活動を通じて、技術移転を専業とするTLOも多数設置され、これを専業とする民間企業も出現するなど、当財団はテクノマート構想の推進に大きな貢献を果たしてきました。一方、公益法人について効率的な運用を図るため当財団の見直しが求められ、当財団は財団法人日本立地センターと合併され、2002年 (平成17年) 3月に解散しております。その後、財団法人日本立地センターのテクノマート事業部が旧財団法人日本テクノマートの事業を引き継ぎ、活動をしておりました。特にテクノマート大阪は旧財団法人日本テクノマート時代から数えて19回開催され、その中で、技術展示と合わせて特許の流通活動も活発に行われておりました。

2006年9月に特許流通アドバイザーの事業を社団法人発明協会に移管し、テクノマート事業部は廃止されました。

5. 社団法人発明協会による知財流通

社団法人発明協会は事業の一つとして技術流通・特許流通を古くから行っております。具体的には1980年に第一回テクノ東京を開催し、技術・特許の展示を行いこれらを流通させようとしております。このテクノ東京では、各企業が自分のブースを確保し、ここに第三者にとって魅力があると思われる技術 (具体的な製品・実験装置・データなど) とともに、この技術に使用されている特許権をカタログにして展示する方法で実施されておりました。特異な例としては、大きなテーブルの上に百数十種の特許カタログのみを並べて特許流通を図った企業もありました。非常に多くの方々がこられ特許カタログを持って帰られましたが、実績が上がらなかつたのが実情でした。特許カタログを技術情報として持ち帰られたのだと認識しております。

最近の特筆すべき動きとして、社団法人発明協会は、独立行政法人工業所有権情報・研修館からの事業委託を受け、特許流通アドバイザー派遣事業を実施し

ております。独立行政法人工業所有権情報・研修館というのは、平成13年4月に中央省庁等の改革の一環として発足したものであり、特許庁が行ってきた特許流通促進事業を引き継いでおります。特に、中小・ベンチャー企業や大学・研究機関等の知的財産活用を支援するための活動が主たるものです。

社団法人発明協会はこれを受け、特許流通アドバイザー派遣事業を平成9年より開始しております。具体的には、全国の都道府県・TLO等に特許流通アドバイザーを派遣し、企業訪問を中心とした活動がなされております。企業・大学・研究機関が保有する提供可能な特許の発掘と中小企業等の特許導入ニーズを把握し、両者のマッチングのアドバイスが実施されております。

また、特許流通アドバイザーによる全国的なネットワークが構築されており、全国レベルでのマッチングも多数行われております。特許流通アドバイザーは弁理士のほか、物づくり歴15年以上の技術者がその任にあたっており、開業開始当時の14人から現在111名の方が全国で活躍されています。その成果も着々と上がっており、平成9年事業開始当時6件の成約が、平成17年度は2,024件、累計7,485件に達しております。これらの中には特許ライセンスだけではなく、共同開発時の機密保持契約やノウハウ契約など種々のものが含まれております。

これらの中で、何らかの形で特許ライセンスまで行ったものが約2,000件あると云われており、年平均すると200件程度のものが成約されていることとなります。これによる経済的インパクトも大きく、累計で2,045億円(技術移転全体で製品の売上高、開発投資額、ライセンス収入、新規雇用の人件費等を含む)となっております。この大きな成果は特許流通アドバイザーの方々企業が足を運んで努力された結果であり、高く評価できるのではないのでしょうか。

6. 財団法人日本特許情報機構(JAPIO)による知財流通

財団法人日本特許情報機構の前身は1971年に政府及び経済団体連合会を中核とする民間の財政的協力の下に設立された財団法人日本特許情報センター(JAPATIC)であります。1985年に社団法人発明協会の特許情報サービス部門と統合されて財団法人日本特

許情報機構が設立されました。平成9年より独立法人工業所有権情報・研修館の事業委託を受け、特許流通データベースの整備を行い、インターネット上で企業・大学・研究機関などの開放特許を一括して検索できる公的開放特許データベースサービスを構築しました。平成17年度末で約5万8千件の開放特許が登録されています。内訳は企業:1,158名 32,769件、個人:1,402名 2,533件、学術研究113名 16,263件、大学・TLO:71名 4,734件です。特許流通データベースへの登録・検索や閲覧は全て無料で行うことができます。

また、特許流通データベースに登録されている開放特許の中から事業化ポテンシャルの高いと思われる案件を選んで新製品、新事業のアイデアを付加して冊子として提供しております。この冊子は「開放特許活用例集」という名称で年に3~4件発行されております。この冊子に記載の情報は独立法人工業所有権情報・研修館のホームページでも公開されております。この冊子に記載の情報は従来の特許カタログとは異なり、その特許のユーザ業界・活用アイデア・市場の規模などの情報が付加されており、企業家にとって有用なものとなっております。これらを基に、社団法人発明協会が実施している特許流通アドバイザー制度とが組み合わせられ、成果に結びつく例が多々あると思われれます。このほかに、日本特許情報機構は特許情報活用支援アドバイザー制度を設けており、アドバイザーが各地に派遣されて特許情報の活用を支援しておりますが、直接に特許の流通に携わっているわけではありません。以上のように、日本特許情報機構は特許の流通に大きな役割を果たしております。

7. 各企業間契約による知財流通

業種にもよりますが、企業間、特に大手企業間・大手企業と中小企業間などにおいて契約が締結され特許の流通が行われていることが推測されます。医薬の分野ではライセンスをせずに独占するケースが多いと聞いております。このような情報はあまりオープンにされることはないので、どの程度の知財流通の実績があるのかは非常に掴みにくいものです。

これらの契約が締結されるに至る過程は種々存在します。つまり、A企業がB企業に対して特許ライセンスの申し入れをし、交渉の結果契約にいたるケース、B企業がA企業に対し、B社特許権を基に警告をし、

両者歩み寄って和解契約を締結するケース、同警告からこじれて訴訟になり和解或いは判決まで行くケース、その他複数の特許権同士をぶつけ合って両者の特許権の評価をし、一方が他方にアンバランス料（バランス調整金）を支払う契約を締結するケース、ある商品分野の特許権（公開になったものを含む）全部を対象に契約を締結するクロスライセンスのケースなどがあります。これらの契約は訴訟を除き両者間で隠密裏に行われることが多いので特許流通の件数を把握することは困難です。実際はこのようにして締結される契約は数が多く古くより行われている知財流通の一形態といえます。

近年になって特定の技術標準規格に基づく製品が発売されるようになって来ました。歴史的に見ますと、例えば、アメリカの RCA 社がラジオ、白黒テレビ、カラーテレビなどの基本特許を取得し、日本の各メーカーは RCA 社と契約を締結して、技術を習得するとともに特許権も使用できることとなって、世間にこれらの製品がでまわりました。これらの製品を作るのに必要となる特許権は必ずしも RCA 社が全部持っていたわけでは有りませんが、当時は各社間ベースでこれらの特許の流通が行われておりました。

しかしながら、今ここに来て、各社ベースの特許契約が困難であるという状況が出現してきました。つまり、一つの製品の規格を満足する特許権（必須特許）は多くあり、それを各社が数件ずつ持ち合っているという状況が出現しました。最近の例では DVD がこれに当たるでしょう。このような状況下で、各社間契約のわずらわしさというものが問題になって、そこでパテントプールによる契約が登場するわけです。パテントプールの考え方は古くよりあり、世界各国で一部使われておりました。規格製品を対象とし、これに必須の特許権のみを集め、これをプール会社が各社にまとめてライセンスすることになります。このようなプール会社も具体的に出現しております。必須特許を所有しない会社はライセンス料を支払うだけになりますが、必須特許を持っている会社はライセンス料の支払いと、分配金の受け取りの両方を行うことになります。

必須特許とは規格製品の所謂プラットフォームに必要な特許であり、第三者によって公平に認定されます。例えば、日本知的財産仲裁センターにおいてセンター必須判定業務として実施されております。基本特許以

外にも所謂アプリケーション特許といわれる必須特許ではないが製品の性能の向上に有用であったり、使用者にとって使い勝手が良かったりする特許も存在しますが、これらの特許のライセンスは各社間ベースで行われます。必須特許を持つことはプールに参加でき、分配金を得ることができるので、大変重要ではありませんが、必須特許を持たなくても有効なアプリケーション特許を持つことで、プールに参加している企業と対等に事業ができるケースも想定できます。このようなパテントプールを利用したマルチ契約が登場し、これも知財特許流通の一つの柱になりつつあります。

また、最近では企業買収も盛んになってきており、特許・ノウハウごと企業を買収して自己の会社の主力事業にしたり、或いは、市場を独占しようとする動きがあります。また、企業全体を買収するのではなく、撤退する事業部部門の製造設備・ノウハウ・人材・知的財産権・顧客情報を買取って自己の事業にすることもあります。事業を撤退する場合、製造設備などを上記のように一括して購入してくれる会社が現ればよいのですが、多くの場合そのような状況にはなりません。このような場合には少なくとも特許権が残ります。これまでのライバル企業にこれらの特許権を売却することも一つの選択肢ですが、その評価が難しく、高額になると売却できないことが多々あります。

そこで、これまでのライバル会社にその分野の特許権を一括してライセンスすることが考えられます。自社にはそれらの特許権を実施した製品はもはや無いわけですから、ライバル会社からこの種の特許権で攻められることはありません。一方的にライセンスをすれば良いわけですから、他の事業のための資金源とすることも可能です。

8. 知財信託について

上述のように知財流通は昔より種々の形で、どちらかといえば水面下で着実に実行されてきたと言えます。しかしながら、今ここに来て、知財信託と言うことが脚光を浴び始めました。これは今までにない新しい知財流通に関するアプローチです。

信託とは何でしょうか。「信託とは、ある人（A）が他の人（B）を信頼するに足ると認めて、自己の所有する財産をその人（B）に譲渡し、自己の指定した者（CまたはA自身）の利益のために管理するよう

依頼することであり、譲渡を受けた信託物件を単に管理するだけではなく、信託物件を活用して利潤を上げるようにするのが信託の真のねらいである。」とされており。

信託の歴史は極めて古いと言われており、最も古い信託の歴史の記録は古代エジプト人が自分の財産を信託することを遺言状に書いたもので、実に西暦紀元前 2548 年に作られたものであると言われております。その後、信託の考え方がヨーロッパ、アメリカを中心に広まっております。

日本はアメリカから信託制度を導入しており、明治 33 年に制定された日本興業銀行法であります。この法律は当時資金窮乏に苦しんでいた諸企業の資金供給の円滑化と、同時に恐慌下にあった諸会社の整理の進捗をはかるため有価証券機関として、また、外資供給機関としての役割を果たしました。

その後、大正時代になって信託法と信託業法が制定され、信託法の草案は司法省、信託業法の草案は大蔵省が行っております。信託法では信託する財産の範囲は特に制限が設けられておりませんので、金銭、社債、株式の他に、土地、建物等の不動産や著作権、特許権も含まれますが、信託業法では、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地及びその定着物、地上権及び土地の賃貸権に受託財産が制限されていて知的財産権は含まれておりませんでした。

多数の発明がなされたけれども、これらが十分に活用されていないという現状に鑑み、信託業法の対象財産権として、知的財産権を認め、知的財産権をより積極的に活用しようとして平成 16 年 12 月に信託業法の改正がなされたわけであります。

この改正を受けて、平成 17 年 11 月 21 日付けで、三菱 UFJ 信託銀行株式会社が、「本邦初、大学発特許の知的財産受託に向けた基本合意書について」と題して、九州大学発ベンチャー企業が保有する「特許を受ける権利」の受託に向けた基本合意書を関係者間で締結したことを発表しております。この合意書の趣旨は「ライセンス収入が期待される特許は、ライセンスや技術提供の方法などによってキャッシュフローで見た特許価値が下る可能性があります。このため、発明や特許出願などの早い時期から専門家が関与し、総合的なライセンス戦略や交渉を進めることが特許の財産価値を保護・活用する観点から重要となります。本件は

特許を受ける権利を信託することにより、専門家集団が関与してライセンス戦略や交渉を行うことが可能になることから、特許ライセンス体制の確立、将来の資金調達の実現を目的として、信託設定に向けた基本合意書を関係者間で締結するものです。」としています。三菱 UFJ 信託銀行は、大学をはじめ産学官連携分野にかかわる関係者に対して信託銀行の専門性を発揮した知的財産信託の活用を積極的に提案して行こうとしております。

9. 知財担保融資について

リスクがあることが前提の投資と異なり、顧客から預かった資金を貸し出す融資は、金融機関が資金を顧客へ必ず返済できることが前提になります。従って融資の際に、金融機関は、借り手から資金が返済されなくなる場合を見越して保全策をとります。その一つが担保設定です。担保の取り方には質権、抵当権、譲渡担保などの手法があります。質権とは、融資の返済が終わるまでの期間、貸し手が借り手の持ち物を占有しておき、返済が不能になった場合それを処分して資金回収に当てる方法です。抵当権は担保設定された家や土地を借り手の占有下に置いた状態で返済を続ける方法です。

一方、譲渡担保は所有権を一旦貸し手に移し、借り手が返済を終えると所有権を元に戻し、返済ができないとそのまま処分する方法です。知財担保の設定は質権か譲渡担保になります。質権の場合には特許庁に届け出て特許登録原簿に登録します。譲渡担保の場合には特許権そのものを貸し手に移転する手続きが必要です。金融機関は融資審査の段階で担保に取ろうとする特許権を売却できるあてを掴んでおくことが大切です。担保処分に時間がかかるだけで、損失は拡大します。特許を買ってくれる、或いはライセンスを受けてくれる先が最初から見えていない限り、担保を設定する行為だけでは、一円の保全にもなっていない可能性が極めて高いといえます。

政府系金融機関であります日本政策投資銀行は知財を活用した新しい形の金融サービスを活発化しております。同銀行はこのような動きをリードするパイオニアです。具体的には特許権等を担保とした融資や支援です。これらは、経済産業省が推進する知的財産基盤整備に基づくものです。ベンチャー企業の場合、一般

に土地や建物といった不動産担保が少なく、民間金融機関から融資を受けにくい状況があります。こうした企業への支援を目的として、企業が持っている特許権やソフトウェアのプログラムなどを担保として融資しております。

同銀行は2004年に新産業創造部を開設しております。事業内容は新規事業の支援方法の企画立案、ファンドの立ち上げや融資などの実務、産学連携や産業状況に関する調査や提言です。知財に関する支援業務では、その過程で企業が持つ知財を評価する場面が出てきます。

知財評価において最も重要なことは、その知財が現金を生んでいることです。従って、休眠特許といわれるものは評価の対象になりません。担保である以上は、担保処分ができることが大切となります。ベンチャー企業の場合、所有している特許権は自社の事業に使用されていることが多く、従って、知財評価が企業の評価に結びつくことが多いといえます。同銀行の、ベンチャー企業への支援実績は2003年で230件になり、大きな成果となっております。しかしながら、日本開発銀行（日本政策投資銀行の前身）時代には、担保は取ったが実際には回収成果が上がらないことも少なくなかったと云われております。

10. 知的財産権の証券化について

企業経営において、特許権を資金調達の対象にすることは、一般的には困難であるといわれてきました。すなわち、特許権は不動産とは異なり、その評価も困難である上に、すぐに売却して資金を得ることは困難であり、第三者にすぐにライセンスして一時金・実施料収入を得ることができるものではないからです。

ところが、近年、資金調達を実現する方法として、知的財産の証券化が実行されだしました。2003年に経済産業省の主導の下でわが国で始めて特許を証券化したピンチェンジモデルが有名で、詳細は種々紹介されております。概略は次の通りです。スカラ社（光科学系特許を保有する光学レンズ分野のベンチャー企業）が4件の特許権をSPC（特定目的会社）に譲渡し、SPCは松下電器グループのベンチャー支援会社であるピンチェンジ社に同特許権の専用実施権を設定するとともにその特許権のロイヤルティーを裏づけとして投資家に証券を発行しました。三井住友銀行、伊藤

忠商事やジャパンデジタルコンテンツ（現JDC信託）が出資をして、スカラ社は特許権の譲渡代金という形でSPCから資金を調達しました。上記ロイヤルティーは投資家への利息・配当金の原資などに当てられます。ピンチェンジモデルは特異な事例であると思われますが、これから、これに類する例が出てくるのではないのでしょうか。

11. 知財流通の歴史的流れのまとめ

知財流通については、過去種々の取り組みがなされてきました。上記は知財流通の歴史的流れを断片的に示したものであります。この記載を年代を追って示したものが下表です。

- 1932年：ラジオ特許の無償公開
- 1956年：特許権の公開と企業間の技術交流の提唱
- 1970年：米国、世界技術交流展（テクエックス）開催
- 1971年：財団法人日本特許情報センター（JAPATIC、現JAPIO）設立
- 1972年：スイス、第1回PALEXPO（国際発明・新技術・新製品）見市開催
- 1975年：ドイツ、ハノーバメッセ（産業見本市）
- 1980年：第一回テクノ東京（社団法人発明協会主催）開催
- 1985年：財団法人日本テクノマート発足
財団法人日本特許情報機構（JAPIO）設立
- 1997年：財団法人日本特許情報機構、特許流通データベースの整備
- 2003年：日本で始めて特許権を証券化（ピンチェンジモデル）
- 2004年：日本政策投資銀行が新産業創造部（新規事業の支援方法の企画立案、ファンドの立ち上げや融資などの実務、産学連携や産業状況に関する調査や提言）を開設
信託業法の改正（知的財産権が対象財産権に含まれる）
- 2005年：三菱UFJ信託銀行（株）が大学特許の知的財産受託に関する基本合意書を発表

以上の知財流通の歴史的流れを見ますと、2003年

の日本で始めて特許権を証券化したピンチェンジモデル、2004年の信託業法の改正あたりで、知財流通の仕組みが大きく変化してきたと考えられます。然しながら、仕組みが変化したといっても、従来の知財流通のあり方がなくなった訳ではなく、新しいやり方が加えられたと考えるのが正しい認識であると思います。この新しく加えられたやり方によって知財流通がドラステックに変化して、急速に知財流通が進むのか否か、という点が非常に興味を持てるところです。

12. 弁理士は知財流通に如何に関与すべきか

以上、知財流通の特許権の流通を通して歴史的流れ、近年行われた事例などを見ながら、説明してきました。その中で、弁理士が果たしてきた部分が多々あります。即ち、財団法人日本テクノマートによる知財流通、社団法人発明協会によるテクノ東京の知財流通も結局は出展企業の社内弁理士の働きが主たるものです。企業間の相対契約による特許流通は企業内弁理士が主役でしょう。

特許事務経営・所属の弁理士は企業から特許権の評価などについて特別に依頼がある場合、ベンチャー企業・中小企業からの稀な特許流通の依頼、特許流通アドバイザーが引き受ける場合等、少ないながらも、知財流通に関与してきました。

然しながら、上記の歴史的背景からも理解できるように、信託業法の改正あたりを境にして知財流通のあり方が変化してきたのではないかと考えております。知財信託、知財証券化、知財担保融資などが出現し、ベンチャー企業、中小企業が特許の重要性に目覚め、大学も特許を重要視しはじめTLOを通じて大学特許の活用に積極的になってきた背景を考慮いたしますと、弁理士の知財流通に関与する舞台は準備されたと考えても良いのではないのでしょうか。

それでは、弁理士は知財流通にどのように関わってゆくべきでしょうか。弁理士は所属する部署の立場によって関わり方も異なります。大別しますと上記の通り、企業内弁理士と事務所経営・所属弁理士です。企業内弁理士は古くより会社間の相対特許契約、パテントプール等を通じての特許契約、企業買収・事業買収に付随する知財流通や流通フェアへの出展などを通じて知財流通に携わっており、今後も引き続きこのような知財流通は続くものと思われま

す。今後は、企業が知財信託、知財証券化などに関与するケースも増加することが予想されますから、企業内弁理士もこれらに関わらざるを得なくなるでしょう。

一方、事務所経営・所属弁理士は、特許出願から始まって特許権取得までが主たる仕事で、特別な場合を除き知財流通に関わるケースが少なかったのではないのでしょうか。特別な場合とは、顧客から特別に依頼されて他者の特許のライセンスを受けるよう交渉する場合、特許流通アドバイザーになるケース、日本知的財産仲裁センターにおいてセンター必須判定業務に携わるなど限られた弁理士が知財流通に関わってきたと云うのは言い過ぎでしょうか。

知財信託、知財担保融資や知財証券化といった新しい知財流通の流れが確立されつつある現状を考えたとき、事務所経営・所属弁理士はもっと知財流通に目を向けるべきではないかと思えます。

例えば、顧客が取得した特許権をどのようにして生かせば良いかについてのアドバイスからスタートして、より積極的な知財流通の仕事に意欲を燃やすべきであると思えます。特に、中小企業・ベンチャー企業・大学などの特許出願・特許権は知財信託・知財担保融資・知財証券化の対象になるものもあるでしょう。ただ、知財信託・知財担保融資・知財証券化は弁理士だけでできるものではなく、銀行などの専門機関の協力なくしてはできませんから、日本弁理士会に何か知財流通を促進する機構があれば弁理士の動きも活発化するのではないかと思われま

す。また、別の観点から考えますと、実際問題として知財の購入・ライセンスを希望している人はどのぐらい潜在的にあるのでしょうか。大手企業が他者の知財を必要とする場合、権利者と直接交渉するケースが多いと思われま

す。権利者に企業名を知られずに売却・ライセンスの意思などを知りたいケースも有ると思われま

す。また、中小企業等が他者特に大手企業の知財のライセンスを受けたい場合、なかなか中小企業単独で申し入れを行うことも困難です。他者の知財を必要としている人は表に出ずに埋もれているケースも有るので

はと考えられます。そこで、弁理士ネットワークを利用して知財の買い情報を掘り起こし、契約まで至らしめる方法、例えば、大手企業A社の特定の知財のライセンスを中小企業Bが希望している場合、B社は日ごろ世話になっている弁理士Cにこのことを相談

します。弁理士 C は大手企業 A との取引があれば中小企業 B の名前を伏して企業 A にライセンスの可能性・可能であれば概略の条件などにつき打診をします。弁理士 C が企業 A と取引が無い場合、企業 A と取引がある弁理士 D を見つけ弁理士 D を通じて企業 A にこの話を持ち込みます。企業 A と取引がある弁理士は所謂イエローブックといわれるものを利用すれば知ることができますが、公開公報によっても知ることができます。弁理士は守秘義務を負わされているので、中小企業・ベンチャー企業にとって気軽に相談でき、しかも、自分の会社名を出したくなければ、それを条件に企業 A の意向を打診してもらえます。大手企業にとっても利用の価値があると考えられます。

このような弁理士ネットワークによる知財の買い情報の収集システムを広く世に知らしめれば、利用する人も増加するかも知れませんが、このようなシステムを動かすには、弁理士会に知財流通促進機構といったものを設立することが必要ではないでしょうか。

上記は例に過ぎません。新しい知財流通の時代を迎えて弁理士の活躍の場は権利取得に加え権利活用にまで広がりを見せてきました。弁理士の英知を集めて多くの弁理士が知財流通に目を向けられることを期待いたします。

参考図書等

1. 知財金融・流通基本テキスト：日本弁理士会 知財流通流動化検討委員会 編集
2. 財団法人日本テクノマート17年史(技術移転事業のあゆみ)
3. 特許流通促進事業ガイド:独立行政法人 工業所有権情報・研修行
4. 特許流通データベース：独立行政法人 工業所有権情報・研修館 発行
5. 私が関与した特許行政の思い出：江本 弘氏著
6. 大学発特許の知的財産権信託受託に向けた基本合意書の締結にて三菱 UFJ 信託銀行株式会社
7. 日本の知財金融をリードする：日本政策投資銀行・産業創造部
8. どうすれば知財金融は可能になるか？：富士産経ビジネス
(原稿受領 2007.2.7)

書籍紹介



『特許翻訳の基礎と応用』
倉増 一 著
講談社 発行
A5 版 254 頁 3,675 円 (税込)

本書は、特許翻訳に馴染みのない人が法律的な裏付けの下に明細書をどのように翻訳すればよいかについて詳しく説明すること、翻訳志願者や初心者が独習でかなり高いレベルに到達できるように、多くの翻訳者が失敗または苦勞するパターンに重点を置き、その適切な解決方法を示すことおよび豊富な例題を通じて翻訳に対する基本的な考え方を理解できるようにすることを主眼にまとめられた特許翻訳のためのテキストである。

本書は、上記のような主眼に基づいて随所にいろいろな工夫がなされており、長年の特許翻訳者の指導を通じて特許翻訳について系統的にまとめたテキストの必要性を痛感してきた筆者ならではの細かな配慮の行き届いた良書である。初心者はもとよりさらに質の向上を目指す翻訳経験者によっても必読の書であるとする。

最後に、本書の目次に沿って、各章の内容を簡単に説明する。

第1章 翻訳者のための特許法と翻訳の基本的な考え方について

法律文書であり技術文書でもある明細書の日英翻訳に必要な米国特許法を紹介するとともに、特許翻訳の基本について説明している。

第2章 明細書各項目の翻訳のポイント

主に米国出願用翻訳について明細書の各項目の翻訳のポイントについて説明されている。

第3章 クレーム翻訳の基礎と応用

クレーム翻訳に必要な知識と約束事について説明されている。

第4章 日本語独特の表現

翻訳の際に辞書では解決できない独特の表現の処理方法について説明している。

第5章 よりよい翻訳のために

翻訳の質を向上させるために、日本語原稿作成者や翻訳者などが心がけるべきことについて説明している。
(特許編集委員：野上 晃)